



芦 都 総 第 5 6 号
令 和 3 年 4 月 9 日

芦屋市監査委員 阿 部 清 司 様
芦屋市監査委員 ひろせ 久美子 様

芦屋市長 伊 藤 舞



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和3年3月31日付け芦監報第20号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき，都市建設部において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【建設総務課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) J R 芦屋駅北駐車場使用料について、納付書集計日に合わせて事後調定としているが、財務会計規則第25条で「歳入を収納する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、報告書を受理した日で事前調定するよう改められたい。</p> <p>(2) J R 芦屋駅北駐車場使用料は、収納事務受託者が徴収及び収納事務を行っているが、財務会計規則第48条第3項の規定によると、原則として「即日又は翌営業日中」に公金機関に払い込まなければならないとされている。現取扱いでは、受託者は最大1か月間にわたって使用料を保管することになり、事故の原因となりかねない。駐車料金の回収の実態に合わせて契約内容（市長が特に定める日等）の変更を検討されたい。</p>	<p>(1) J R 芦屋駅北駐車場使用料について、財務会計規則第25条により、報告書を受理した日で事前調定するよう改めます。</p> <p>(2) J R 芦屋駅北駐車場使用料について、契約内容の変更を検討します。</p>

監査結果報告に対する措置について

【道路・公園課, 道路課, 公園緑地課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 地籍調査事業補助金及び社会資本整備総合交付金について、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知の收受日でその都度調定を行うよう改められたい。</p> <p>(2) JR芦屋駅前広場使用料について、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、使用を許可した日に1年分の使用料全額を調定するよう改められたい。</p> <p>(3) 移送保管自転車等売却代金について、売却契約を行った月の月末で調定を行っているが、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、契約日で調定を行うよう改められたい。</p> <p>(4) 道路占用料等について、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、歳入を収入する原因が生じた日付でその都度調定するよう改められたい。</p>	<p>(1) 地籍調査事業補助金及び社会資本整備総合交付金について、交付決定通知の收受日でその都度調定を行うよう改めます。</p> <p>(2) JR芦屋駅前広場使用料について、使用を許可した日で調定を行うよう改めます。</p> <p>(3) 移送保管自転車等売却代金について、売却契約日で調定を行うよう改めます。</p> <p>(4) 道路占用料等について、歳入を収入する原因が生じた日付でその都度調定を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【街路樹課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) オープンガーデン2020パンフレット 広報掲載料について、入金日に調定を行っ ているが、財務会計規則第25条で「歳入 を収入する原因が生じたとき」に調定を行 うこと定められているので、掲載業者が決 定した日で調定するよう改められたい。</p>	<p>(1) オープンガーデンパンフレット広報掲載 料について、掲載業者確定の決裁日で調定 するよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【防災安全課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) マイ避難カード作成支援モデル事業補助金について、決定通知書を収受したのち、日にちが経過してから、実際に処理をした日で調定を行っているが、財務会計規則第25条により、「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、決定通知書の収受日で調定を行うよう改められたい。</p>	<p>(1) マイ避難カード作成支援モデル事業補助金について、決定通知書の収受日で調定するよう改めます。</p>